

表 9 職業訓練校を修了することによつて取得できる特典の一覧

表 10 高等学校を卒業することによつて取得できる特典の一覧

表 11 各種養成施設を修了することによつて取得できる特典の一覧

表 9. 職業訓練校を修了することによつて取得できる特典の一覧

表 9-1

訓 練 科 名	訓 練 課 程						特 典（訓練修了により）	取 得 要 件 他
	高 等		専 修		職業転換	そ の 他		
	1 類	2 類	1 類	2 類				
クレーン運転科 港湾荷役科	○	○	○	○	○	職訓則第15条に基づく特例訓練	“クレーン運転士”資格取得 “移動式クレーン運転士”資格取得 “デリック運転士”資格取得 “揚貨装置運転士”資格取得	クレーンの訓練を受けること 移動式クレーンの訓練を受けること デリックの訓練を受けること 揚貨装置の訓練を受けること
ボイラー運転科	○	○		○	○		“二級ボイラー技士”資格取得	当該訓練課程を修了すること
電気工事科	○	○	○	○	○		“電気工事士”資格取得	通産大臣の指定した職業訓練施設で電気工事士に関する課程（1975h）を修了すること
送配電科	○	○	○	○				
専門学科の主たる学科が工学に関するものであること	○	○	○	○			“安全管理者”資格取得	当該訓練課程を修了後 { 専修にあつては6年以上 高等にあつては5年以上 } 産業安全の実務を経験すること
可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接，溶断又は加熱を行なう訓練科	○	○	○	○	○		“ガス溶接技能講習修了証”取得（ガス溶接技能者）	都道府県労働基準局長の指定した教習機関である職業訓練施設を修了すること
港湾荷役科	○	○	○	○	○		“フォークリフト運転技能講習修了証”取得（フォークリフト運転技能者）	当該訓練課程を修了し、フォークリフトについての訓練を受けること
フォークリフト運転科					○			当該訓練課程を修了すること
建設機械整備科	○	○	○	○			“車両系建設機械運転技能講習修了証”取得（車両系建設機械運転技能者）	当該訓練課程を修了すること
建設機械運転科					○			”
とび科	○	○	○	○		二級技能士訓練課程	“玉掛技能講習修了証”取得（玉掛技能者）	”
玉掛け科					○			”
衛生検査科		○					“衛生検査技師”受験資格	大学入学資格者が厚生大臣の指定した職業訓練施設で2年以上の課程を修了すること
臨床検査科		○					“臨床検査技師”受験資格	大学入学資格者が厚生大臣の指定した職業訓練施設で3年以上の課程を修了すること
理容科			○		○		“理容師”受験資格	厚生大臣の指定した職業訓練施設で昼間1年（夜間1年4ヶ月，通信2年）の課程を修了し，1年以上の実地習練を経ること
美容科			○		○		“美容師”受験資格	”

表 9-2

訓 練 科 名	訓 練 課 程						特 典 （ 訓練修了により ）	取 得 要 件 他
	高 等		専 修		職業転換	そ の 他		
	1 類	2 類	1 類	2 類				
無線通信科	○	○	○				“無線通信士（ 3 級 ）” 受験資格	郵政大臣の認定した職業訓練施設を修了すること。但し、専修は高卒を対象とするものに限る。（ 特定の試験又は試験科目の一部免除 ）
無線技術科		○					“無線技術士（ 2 級 ）” 受験資格	郵政大臣の認定した職業訓練施設を修了すること
自動車整備科	○ （ 公共の場合のみ ）						“二級自動車整備士 ” 技能検定受験資格	三級合格後、1 年以上の実務経験を必要とする
	○	○	○				“三級自動車整備士 ” 技能検定受験資格	運輸大臣の指定した職業訓練施設を修了すること （ 実技試験免除 ）
				○ （ 公共の場合のみ ）	○		“三級自動車整備士 ” 技能検定受験資格	当該訓練課程修了後、1 年以上の実務経験が必要
溶接科	○	○	○	○			“ ガス溶接作業主任者 ” 受験資格 （ 4 科目の試験科目のうち、ガス溶接等の 作業に関する知識及び関係法令の 2 科目以 外の試験の免除 ）	専修訓練課程修了後、3 年以上の実務経験が必要 高等 “ 2 年以上の ”
ボイラー運転科	○	○		○	○		“ ボイラー整備士 ” 受験資格 （ 4 科目の試験科目のうち、1 科目試験の 免除 ）	当該訓練課程を修了すること
製材機械整備科 建築科 木工科 木型科 製材科 合板製造科	○	○	○	○			“ 木材加工用機械作業主任者 ” 技能講習受 講資格 （ 4 科目のうち、関係法令以外の講習免除 ）	当該訓練課程修了後、2 年以上の実務経験が必要
製材機械整備科 建築科 木工科 木型科 製材科					○			“ 3 年以上の実務経験が必要
板金科 製罐科 金属プレス科	○	○	○	○	○		“ プレス機械作業主任者 ” 技能講習受講資 格 （ 4 科目のうち、関係法令以外の講習の免 除 ）	当該訓練修了後、4 年以上の実務経験が必要

表 9-8

訓練科名	訓練課程						特典（訓練修了により）	取得要件他
	高等		専修		職業転換	その他		
	1類	2類	1類	2類				
建設科	○	○	○	○			“地山の掘削作業主任者”技能講習受講資格 （4科目のうち、作業者に対する教育等に関する知識及び関係法令以外の講習の免除）	当該訓練修了後、2年以上の実務経験が必要
					○		“土止め支保工作業主任者”技能講習受講資格 （同上）	“ 3年以上の実務経験が必要
建設科	○	○	○	○			“型わく支保工の組立等作業主任者”技能講習受講資格 （同上）	“ 2年以上の実務経験が必要
ブロック建築科					○			“ 3年以上の実務経験が必要
型わく科					○			“ 3年以上の実務経験が必要
とび科	○	○	○	○			“土止め支保工作業主任者” “型わく支保工の組立等作業主任者” “足場の組立等作業主任者” 各技能講習受講資格 （同上）	“ 2年以上の実務経験が必要
さく井科	○	○	○	○			“地山の掘削作業主任者” “土止め支保工作業主任者” 各技能講習受講資格 （同上）	“ 2年以上の実務経験が必要
					○		“ 3年以上の実務経験が必要	
石材科（採石専攻に限る）	○	○	○	○			“採石のための掘削作業主任者” 技能講習受講資格 （同上）	“ 2年以上の実務経験が必要
					○		“ 3年以上の実務経験が必要	
土木科	○	○	○	○			“地山の掘削作業主任者” “土止め支保工作業主任者” 各技能講習受講資格 （4科目のうち、作業者に対する教育等に関する知識及び関係法令以外の講習の免除）	“ 2年以上の実務経験が必要
建築科 ブロック建築科 プレハブ建築科 建築製図科	○	○	○	○	○		“二級建築士”受験資格	訓練生が高卒者の場合 訓練期間3年の場合、1年以上の実務経験が必要 “ 2年の場合、2年以上の実務経験が必要 “ 1年の場合、3年以上の実務経験が必要 訓練生が中卒者の場合 訓練期間3年の場合、3年以上の実務経験が必要 “ 2年の場合、4年以上の実務経験が必要 “ 1年の場合、5年以上の実務経験が必要

表 9-4

訓 練 課 名	訓 練 課 程					特 典 （ 訓練修了により）	取 得 要 件 他	
	高 等		専 修		職業転換			そ の 他
	1 類	2 類	1 類	2 類				
全訓練課	○	○					“ 衛生管理者 ” 受験資格	当該訓練修了後、3 年以上実務経験（労働衛生）が必要
			○	○				“ ” 4 年以上実務経験（労働衛生）が必要
	○	○					“ 二級技能検定 ” 受験資格 （ 高等訓練課程，二級技能士訓練課程の修了者は学科試験免除 ）	修了時に技能照査に合格し、1 年以上の実務経験が必要
			○	○				修了後、2 年以上の実務経験が必要
					○			訓練時間が 8 5 0 h 以上のものを修了した後、2 年以上の実務経験が必要
						二級技能士 訓練課程		修了時試験に合格すること

※ 本表は“職業訓練・技能検定とその特典”遠藤政夫著の資料をとりまとめたものである。

表10. 高等学校を卒業することによつて取得できる特典の一覧

学 科 名	資 格 名	特 典（卒業により）	取 得 要 件 他
電 気 科 電 子 科	第8種電気主任技術者 電気工事士 構内交換設備等工事担任者	資格取得 筆記試験免除 筆記試験の一部免除	卒業後、3年の実務経験が必要
機 械 科 自 動 車 科	3級自動車整備士	学科試験の大部分が免除	卒業後、1年以上の実務経験が必要
建 築 科 土 木 科	2級建築士	受験に必要な実務経験年数が短縮	卒業後、3年の実務経験が必要 { 指定学科以外 ・学歴のない場合 7年
土 木 科	2級建設機械施工技士 第2種ダム水路主任技術者 ダム管理主任技術者	受験に必要な実務経験年数が短縮 “資格取得”の権利 “資格取得”の権利	卒業後、3年の実務経験が必要 { 指定学科以外 ・受験種別の機械のみ 3年 ・通 算 4年6ヶ月 卒業後、5年の実務経験が必要 卒業後、5年の実務経験が必要
設備工業科	管工事施工管理技士（2級）	受験に必要な実務経験が短縮	卒業後、3年の実務経験が必要（指定学科以外の高卒者は4年6ヶ月）
電 子 科 無線通信科 漁 業 科	無線通信士（3級）	学科試験の一部免除	
食物・調理関係学科	調理士	資格取得	
漁 業 科	航海士 機関士	筆記試験免除 筆記試験免除	
衛生看護科	看護婦 准看護婦	受験資格 受験資格	原則として指定学科の卒業生しか受験できない 原則として指定学科の卒業生しか受験できない
食品製造関係学科	二級ボイラー技士	受験に必要な実務経験年数が短縮	指定学科を卒業し、3ヶ月以上の実地修習が必要

※ 本表は“職業教育関係基礎資料”（文部省）をとりまとめたものである。

表 11. 各種養成施設を修了することによつて取得できる特典の一覧

表 11-1

養成施設	資格名	特典（修了により）	取得要件（修業年限）
准看護婦養成施設	准看護婦	受験資格	中卒で2年以上（580h+教養，実習67週）
看護婦養成施設	看護婦	受験資格	・高卒者の場合、3年以上（3,375h） ・免許を得た後、3年以上業務に従事している准看護婦および高卒の准看護婦の場合、2年以上（2,250h）
保健婦養成施設	保健婦	受験資格	看護婦国家試験受験資格のある者の場合、6ヶ月以上（720h）
助産婦養成施設	助産婦	受験資格	
診療放射線技士養成施設	診療放射線技士	受験資格	・高卒者の場合、3年以上（2,985h） ・“診療エックス線技士”受験資格のある者の場合、1年以上（1,095h）
診療エックス線技士養成施設	診療エックス線技士	受験資格	高卒で2年以上（2,055h）
臨床検査技士養成施設	臨床検査技士	受験資格	高卒で3年以上（2,820+300h）
歯科技工士養成施設	歯科技工士	受験資格	高卒で2年以上（2,200h）
歯科衛生士養成施設	歯科衛生士	受験資格	高卒で1年以上（1,100h）
視能訓練士養成施設	視能訓練士	受験資格	・高卒者の場合、3年以上（2,130h） ・大学等において2年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた場合、1年以上（1,315h）
理学療法士養成施設	理学療法士	受験資格	高卒で3年以上（2,700h）
作業療法士養成施設	作業療法士	受験資格	高卒で3年以上（2,730h）
柔道整復師養成施設	柔道整復師	受験資格	・中卒者の場合、4年以上（3,920h） ・高卒者の場合、2年以上（2,485h）
	あん摩マッサージ指圧師	受験資格	・中卒者の場合、2年以上（2,310h） ・高卒者の場合、2年以上（1,680h）
	はり師	受験資格	・中卒者の場合、4年以上（3,815h） ・高卒者の場合、2年以上（2,380h）

表 11-2

養成施設	資格名	特典（修了により）	取得要件（修業年限）
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師養成施設	きゆう師	受験資格	・中卒者の場合、4年以上（3,605h） ・高卒者の場合、2年以上（2,170h）
	あん摩マッサージ指圧師 はり師	受験資格	・中卒者の場合、5年以上（4,445h） ・高卒者の場合、2年6ヶ月以上（3,045h）
	あん摩マッサージ指圧師 きゆう師	受験資格	・中卒者の場合、5年以上（4,235h） ・高卒者の場合、2年6ヶ月以上（2,835h）
	はり師 きゆう師	受験資格	・中卒者の場合、5年以上（4,235h） ・高卒者の場合、2年6ヶ月以上（2,835h）
	あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師	受験資格	・中卒者の場合、5年以上（4,865h） ・高卒者の場合、3年以上（3,500h）
栄養士養成施設	栄養士	資格取得	・高卒で、2年以上（66単位・・・単位計算は大学設置基準第26条による）
	管理栄養士	資格取得 受験資格	・高卒で、4年（100単位・・・単位計算は大学設置基準第26条による） - 修業年限4年の栄養士養成施設の卒業者の場合、3年（93単位・・・単位計算は大学設置基準第26条による）
調理師養成施設	調理師	資格取得	中卒で、1年以上（1,200h）
製菓衛生師養成施設	製菓衛生師	受験資格	中卒で、1年以上（1,200h） 通信制の場合、面接240h（1回5日以上、1日7h以内）
理容師養成施設	理容師	受験資格	中卒で、昼間1年（1,200h） 夜間1年4ヶ月（1,200h） 通信制、面接320h（1回7日以上、1日7h以内） いずれも、1年以上の実地習練が必要
美容師養成施設	美容師	受験資格	
保母養成施設	保母	資格取得	＊
電気工事士養成施設	電気工事士	資格取得	＊
社会福祉主事養成施設	社会福祉主事	“資格取得”の権利	＊
測量士補養成施設	測量士補	資格取得	＊

表 11-3

養成施設	資格名	特典（修了により）	取得要件（修業年度）
教員養成施設	幼稚園教諭（2級普通）	資格取得	＊
	中学校教諭（2級普通・保健・音楽）	資格取得	＊
	小学校教諭（2級普通）	資格取得	＊
	養護教諭（2級普通）	資格取得	＊
自動車整備士養成施設	三級自動車整備士	実技試験免除	＊
無線技術士養成施設	無線技術士（2級）	予備試験免除	＊

※ 本表のうち、“准看護婦”から“美容師”までは“各種養成施設（学校）の指定基準について”（文部省・未刊資料）をとりまとめたものである。
また、“保母”から“無線技術士”については、“東京都私立各種学校協会”の提供資料をとりまとめたものである。

発行 昭和50年9月16日

発行者 職業訓練大学校

調査研究部長

宗 像 元 介

職業訓練大学校

神奈川県相模原市相原1960

TEL(0427)61-2111